

## 入場無料!相談無料!

事前予約制!



- ●御存じですか?令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。
- ●令和8年4月1日から不動産の所有者の住所・名前の変更登記も義務化されます。
- ●相続登記はお済みですか?
- ●どちらにする?自筆証書遺言と公正証書遺言

目に与

# 令和7年11月14日(金)

いい遺言の日

鍋 M

長野地方法務局(本局)、松本支局、佐久支局

234·各支局

50分

①45分

本局①10:00~ 相続登記の申請義務化(法務局職員)

遺言書・相続登記のススメ(司法書士) **211:00~** 

③13:00~ 公正証書遺言(公証人)

④14:00~ あなたの遺言書を法務局に

預けてみませんか?(法務局職員)

【各講演会】

定員25名

事前予約制

各支局14:00~ 相続登記の申請義務化

自筆証書遺言書保管制度(法務局職)

和影会

事前予約制

1件30分 10:00~16:20 相談員:司法書士

自沙川昌。自沙先

### 令和7年10月21日(火)から

午前8時30分から午後5時15分まで

定員到達次第終了!

長野地方法務局総務課(講演会・相談会担当)

**☎026-235-6611** (音声案内番号**3**を押してください。)

長野地方法務局

検索





主催:長野地方法務局 共催:長野公証人会 長野県司法書士会

### 会場案内

長野地方法務局 (長野第二合同庁舎)

長野市大字長野旭町 1108番地

※駐車場は台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関の利用をお願いします。



長野地方法務局 松本支局

松本市沢村2丁目12番46号



長野地方法務局 佐久支局

佐久市猿久保890番地4

